

第20回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月8日(火) 午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 202・203会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 7番 島田 信成
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主事 小林 智貴
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第23号 農地改良届出について
 - 報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長(天谷)	<p>それでは只今より、第20回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第20回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号3番松崎マサエ委員、同じく4番松島章倫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第61号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
國府田(事務局)	<p>議案第61号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和4年2月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>次に、議案第62号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第62号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年2月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、4ページから7ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>5番(小林)</p>	<p>5番小林です。2月4日に事務局と1班で行いました。申請地は大字狸塚字昭和地内、案内図は資料4ページ、付近状況図は5ページを参照してください。申請地は長柄小学校の東にある交差点から北へ100メートルほど進んだ道路の西側にあり、きれいに整備された状態でした。申請地は邑楽南地区地区計画区域内で公共施設近距離区域の第2種農地となっております。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願いま</p>

<p>國府田(事務局)</p>	<p>す。</p> <p>番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、8 ページから 11 ページを参照してください。以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>7 番(島田)</p>	<p>7 番島田です。2 月 4 日に事務局と 1 班で行いました。申請地は大字狸塚字昭和地内、案内図は資料 8 ページ、付近状況図は 9 ページを参照してください。申請地は住宅に囲まれた農地となっており、その他第 2 種農地と判断されます。1 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、3 番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>番号 3 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、12 ページから 15 ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>

5番(小林)	<p>5番小林です。2月4日に事務局と1班で行いました。申請地は大字石打字家間地内、大字石打字後林地内、案内図は資料12ページ、付近状況図は13ページを参照してください。申請地は国道122号線石打交差点から北西に200メートルくらいの場所に位置し、きれいに整備されていました。第2種農地となっております。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、4番・5番について事務局より、説明を願います。</p>
國府田(事務局)	<p>番号4番及び5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、4番については16ページから19ページ、5番については20ページから24ページを参照してください。補足説明として、番号4番の箇所については令和3年8月6日付け、番号5番の箇所については令和3年10月11日付けでそれぞれ農地改良届出が提出されていましたが、嵩上げに使用する土に建設残土を用いて行うということから、その後東部農業事務所からの指導によりこの度嵩上げ工事が完了するまでの期間の一時転用許可申請がなされたものでございます。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しては県の方に意見を求めたいと考えております。それについて賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(挙手全員)</p>

<p>國府田(事務局)</p>	<p>挙手全員、したがって県に報告し事情を説明しながら意見を求めていきたいと思えます。</p> <p>次に議事日程第3、報告第23号農地改良届出についてを議題といたします。1番から2番について事務局より報告をお願いします。</p> <p>報告第23号農地改良届出についてであります。次の通り、農地改良届出があったので報告します。令和4年2月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番及び2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については1番は25ページから27ページ、2番は28ページから30ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>次に、報告第24号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番から2番について、事務局より一括して報告願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第24号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和4年2月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については31ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第20回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和4年3月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 松崎 マサエ

委員 松島 章倫